

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成31年4月11日(2019.4.11)

【公開番号】特開2018-197868(P2018-197868A)

【公開日】平成30年12月13日(2018.12.13)

【年通号数】公開・登録公報2018-048

【出願番号】特願2018-134240(P2018-134240)

【国際特許分類】

G 0 9 F	9/30	(2006.01)
H 0 1 L	51/50	(2006.01)
H 0 5 B	33/02	(2006.01)
H 0 1 L	27/32	(2006.01)
H 0 1 L	29/786	(2006.01)

【F I】

G 0 9 F	9/30	3 3 8
G 0 9 F	9/30	3 6 5
H 0 5 B	33/14	A
H 0 5 B	33/02	
H 0 1 L	27/32	
H 0 1 L	29/78	6 1 8 C
H 0 1 L	29/78	6 1 2 C

【手続補正書】

【提出日】平成31年2月28日(2019.2.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

チャネル形成領域とソース領域とドレイン領域とを有する半導体膜と、

前記半導体膜上に、第1の絶縁膜と、

前記第1の絶縁膜上に、ゲート電極と、

前記ゲート電極上に、第2の絶縁膜と、

前記第2の絶縁膜上に、前記ソース領域又は前記ドレイン領域の他方と電気的に接続される電源供給線と、

前記第2の絶縁膜上に、前記半導体膜と重なる領域を有するソース配線と、

前記ソース領域又は前記ドレイン領域の一方と電気的に接続される発光素子と、を有し、

前記ゲート電極と前記第2の絶縁膜と前記電源供給線とがこの順に配置されることにより、前記チャネル形成領域と重なる領域に容量が形成され、

前記チャネル形成領域の端部は、前記ゲート電極と重なる第1の点及び第2の点を有し、

前記第1の点と前記第2の点とをチャネル経路に沿って結ぶ長さは、前記第1の点と前記第2の点とを直線で結ぶ長さよりも長い発光装置。

【請求項2】

チャネル形成領域とソース領域とドレイン領域とを有する半導体膜と、

前記半導体膜上に、第1の絶縁膜と、

前記第1の絶縁膜上の、ゲート電極と、

前記ゲート電極上の、第2の絶縁膜と、

前記第2の絶縁膜上の、前記ソース領域又は前記ドレイン領域の他方と電気的に接続される電源供給線と、

前記第2の絶縁膜上の、前記半導体膜と重なる領域を有するソース配線と、

前記ソース領域又は前記ドレイン領域の一方と電気的に接続される発光素子と、を有し

前記ゲート電極と前記第2の絶縁膜と前記電源供給線とがこの順に配置されることにより、前記チャネル形成領域と重なる領域に容量が形成され、

前記チャネル形成領域は、前記ゲート電極と重なる領域において、少なくとも一つ以上の角部を有する発光装置。

**【請求項3】**

請求項1又は請求項2において、

前記チャネル形成領域は、矩形形状を有する発光装置。

**【請求項4】**

請求項1又は請求項2において、

前記チャネル形成領域は、蛇行形状を有する発光装置。